

いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定支援業務

2. 目的

国において地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）が作成されたことを受け、当該実行計画を 2030 年度に向けた国の温室効果ガス削減目標と比べて遜色のないものとして計画することが求められている。

そのため、取組の大胆な強化・拡充を促すための、計画の企画・実行・評価・改善（PDCA サイクル：カーボン・マネジメント）を行う体制整備を強化するとともに、省エネルギー設備等の導入や、更なるエネルギー使用量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを検討していくことが必要である。

本業務は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定マニュアル」（本編）（平成 29 年 3 月環境省総合環境政策局環境計画課）に基づき、事務事業編の対象となる本市の公共施設等について、エネルギーの使用状況や設備・機器の状況、運用の状況などを調査し、その結果を基にして、今後の更なる省エネルギー等対策を立案して、国の目標達成に貢献し、低炭素社会の実現に資する「いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」としてとりまとめることを目的とする。

3. 業務内容

（1） エネルギー使用量及びCO₂等排出量の分析

事務事業編の対象となる全施設（市庁舎等約 100 か所）におけるエネルギー使用量を調査し、基準年となる 2013（平成 25）年度及び 2016（平成 28）年度のエネルギー起源CO₂等排出量を整理・分析する。

また、必要に応じて現地踏査や運用管理者へのヒアリング調査を行い、現在の省エネ対策の取組状況を把握し、取組の課題を整理する。

（2） 省エネルギー診断による施設の洗い出し

調査対象施設（8 施設）において、現地調査を含めた省エネ診断を実施し、運用改善や設備改修等の省エネ対策を検討する。さらに調査対象施設において、再生可能エネルギー等の導入可能性を調査する。

（3） 省エネルギー等対策をモデルとした類似施設等への展開方策の策定

調査対象施設等において、老朽設備の省エネ設備への更新や機器の効率改善、エネルギー区分の変換、運用方法の見直し等多面的な組み合わせによる省エネ対策を他の施設におけるモデルとして位置づけ、類似する施設への水平展開を検討する。

さらに、意識啓発等のソフト面も考慮した方策も検討し、省エネルギー等対策計画（マニュアル）を作成する。

（4） 温室効果ガス排出量削減に対する期待効果の算出

（1）から（3）により検討した省エネ等対策及び類似施設への展開を想定した場合の温室効果ガス排出量の削減期待効果を算出する。

(5) いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定及びカーボン・マネジメント体制の構築サポート

いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量削減目標の達成手段等（取組目標及び削減目標、取組内容、重点取組等）を検討するとともに、策定について支援を行う。

また、今後の省エネ等対策の実効性を高めるために必要なカーボン・マネジメント体制（P D C Aサイクル）についてまとめる。

4. 調査対象施設

No.	名 称	用 途
1	串木野環境センター	ごみ処理施設
2	市来庁舎	行政施設
3	串木野高齢者福祉センター	福祉センター
4	串木野中学校	中学校
5	串木野小学校	小学校
6	生福保育所	保育所
7	山之神浄水場（水道ポンプ（動力））	上水施設
8	串木野クリーンセンター	下水処理施設

5. 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 19 日（火）まで

6. 成果物

- (1) いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 3 部
- (2) いちき串木野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版 3 部
- (3) 全施設調査結果報告書（A 4 版） 3 部
- (4) 調査対象施設調査検討資料（省エネ診断書） 一式
- (5) 上記及びその他必要なデータを格納した電子媒体（DVD-R） 1 枚

7. その他

- (1) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、その都度市と協議し、指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務の遂行において市からの資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (3) 受注者は、この事業実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。